# 注意勧告に関する規則の運用について

### (運用の指針)

1. 注意勧告の運用に当たっては、注意勧告が調査士会の公的な意思であるという権限の重大性に 鑑み、公正を保ち、会員の人格、権利を尊重し、厳正に行われるとともに、会員の育成と会員間 の連帯性が図られるよう勤めなければならない。

## (手続開始の妥当性)

2. 調査士会は、会則第105条の規定(会員に対する指導及び調査)を活用するよう努め、同条による指示若しくは指導によっては効果が認められないと思科され、注意勧告手続を妥当とするときに運用するものとする。

#### (手続の端緒)

3. 手続を開始する端緒となる情報は、特定の会員に対し、手続を開始する要があるか否かの形式 的判断を可能にする内容をもっていなければならないが、それをもって足りる。

情報の形式、出所、伝達の方法、受領者等を問わないが、顕名の文書によるものが好ましい。 (注意・勧告書の送付)

4. 注意勧告を実施したときは、調査士会は、その都度、注意・勧告書の写しを連合会に送付して通知することとする。

## (費用支弁)

5. 綱紀委員会、注意勧告理事会又は理事会が調査のため参考人の出頭を求めたときは、原則として出頭した参考人に旅費、日当、宿泊費等を支弁するものとし、証拠となるもの等を提出した第三者が提出に費用を要したときは、その実費を支弁するものとする。